

Title	追想・内山秀夫君
Sub Title	
Author	倉澤, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.3 (2009. 3) ,p.137- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：内山秀夫先生追悼記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090328-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

追想・内山秀夫君

内山君と初めて出逢ったのは、昭和三五年（一九六〇年）の春浅く未だ寒さが身に沁みる頃、塾監局三階の会議室前の廊下に一脚だけ置かれたベンチに並んで座ったときだった。二人とも、法学部副手に採用してもらっための面接試験を待っていたのである。私は緊張しきっていて、黙って前を見据える形で座っていたが、隣りに脚を組んで本をパラパラとめくっていた男が、その本をパタンと閉じて、「おまえは何の専攻だ」と話しかけてきた。私が「商法だ」と答えると、その男は「フン」という顔をしてから、「俺は政治理論だ」と昂然としていった。その男が内山秀夫だった。

人の記憶はいい加減なもので、その気がなくても本人自身が作り変えてしまうことが大いにありうるから確かだとはいきれないが、その時の内山君の「おまえは」という私に対する第一声には、何だか「オメエサンハ」といつているようなニュアンスがあったように思う。い

ずれにしろ、こいつは私のような甲州の山猿とはちがって、江戸っ子で、しかも肚の据わった男に違いないという第一印象をもったことだけは確かである。

二人ともその時の試験にはめでたく合格し、内山君のアメリカでの研究生生活の事情で就任時期は一年くらい違ったが、法学部での副手同志として年の中いっしょに暮らすようになり、夜は矢鱈に酒を呑んだ。大抵は二人だけで、初めは比較的静かに、やがては政治や法のあり方——特に理論的・理念的なあり方——についての高声での罵倒の掛け合いを肴に、安くて美味しい酒に溺れ合った。

第一印象に間違いはなくチャキチャキの江戸っ子だった内山君が私にとり酒の先達であったが、ある時、当時の私の住居の近くにあった行きつけの小じんまりしたスタンド・バーに初めて私が彼を案内し、例によって例の如く酒に溺れて別れてから、しばらくして一人でその店に私が行ったとき、店のマダムとバーテンダーが二人雁首を揃えての御挨拶の、余りの意外さに魂消てしまった。彼等は、「先夜は私どもの店に何か不行届きがございましたのでしょうか。御指摘をして戴ければ謝罪もいたしますし、以後気を付けるようにいたします。」というの

である。私は何のことも全く判らず訊いてみると、「お客様があのように激しく喧嘩口論をなさって、何かこちらに落度があったのではないか」とのこと。実は、その夜はいつも以上に二人で盛り上がり、充実感により上機嫌で店を出たのである。

ただ、互いに、「そんなことを考えるくらい馬鹿野郎なら、サイト サイト サクラガサイトからやり直すか、店の前のドブに飛び込まない」などという合うのを傍から聞いている人にとっては聞きづらい喧嘩口論と思ひ込んでしまうのが当然のことかも知れない。酒の上のこととはいえ、自戒の余地・必要性はこちらにある。強いて弁解をすれば、不器用な同期の桜が、対象となる分野こそ違え、お互いに学問を志し、学理を自分なりに思惟し尽くそうとしていることを、傷を舐め合うのではなくて、確認し合おうとしているのである。

私には、世に公然たる一つの恥がある。というのは、英語が全く判らないのに、翻訳論文を一篇公刊していることである。それは、ヘルベルト・マルクーゼの編によるフランツ・ノイマンの論文集（『政治権力と人間の自由』一九七一年河出書房新社——なお、再版以後は『民

主義と権威主義国家』と改題）の中の第二章「近代社会における法の機能変化」である。

なぜ私がそんな無謀なことをあえてしたかといえば、主訳者であった内山君が、原著の中のこの部分のコピーをわざわざ私の許に持ってきて、翻訳を命令したからである。もちろん、私は最初は断った。しかし、彼は「まあ読んでみて、おまえさんのノートのつもりで日本語の文章にしる。」といって、分厚いコピーの束を置いていった。仕方がないから辞書と首っ引きで読み始めてみると、文字どおり眼から鱗が落ちて行く思いがした。

私は、若い時特に、グスタフ・ラートブルフの法理論に傾倒していた。周知のように、ラートブルフは、一九世紀的法実証主義を批判する新カント派の驍将の一人である。しかし、ラートブルフは、彼の価値相対主義から、多数決原理にもとづき定立された法の効力の安定性を法価値の首位に据えるのだが、そのことは、果たして理念的な法実証主義批判になるのかという点が、私には判らなかつた。もとよりラートブルフのいう法的安定性は、法の支配イコール人間の自由というカントの思想に通ずるものであって、それゆえにこそ彼は新カント派であり

うる。

ところが、ノイマンによれば、「もし、カントの法理論が、彼の倫理学から離れて検討されるとすれば、自然法がそこから完全に姿を消していることがわかる」（拙訳・前掲書五四頁）。実は内山君は、このあたりを読んでいるのに命令をしたのではないか。誠に、「友を選ばば書を読み」である。

名誉教授 倉澤康一郎

内山先生の比較政治学

鋭い視線とともに、胸に突き刺さる言葉を次々と発する人。これが、一九八〇年代後半に内山ゼミの学生であった私の内山秀夫先生に対する印象だ。しかしながら、先生が伝えようとしていたことの全体像は、不出来かつ不真面目な学生であった当時の私にはよくわからなかった。「この人は（思索的な意味で）何かと格闘している」と断片的に肌で感ずるばかりで、それを体系づけて理解することはできなかった。その後私は縁あって二〇〇四年より義塾で比較政治学（比較地域研究論）を担当することになったが、この追悼記事執筆を機に、内山先生が比較政治という学問分野で何と格闘していたのかについて考えてみたい。

比較政治学は、アメリカでの政治学研究を中心に第二次世界大戦後に生まれた学問分野である。社会科学の最先端の研究分野への助成をおこなう社会科学学術研究評議会（SSRC）が一九五四年に「比較政治委員会」を創設し